

平成30年第4回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 平成30年11月30日
- ・開会 平成30年11月30日
- ・閉会 平成30年11月30日

大空町議会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番 後藤 忍 7番 品田 好博

2番 三條 幸夫 8番 齋藤 宏司

3番 上地 史隆 9番 松岡 克美

4番 田中 裕之 10番 深川 昇

5番 原本 哲己 11番 松田 信行

6番 沢出 好雄 12番 近藤 哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、福祉課長、福祉課参事、建設課長、建設課参事、総務課主査、生涯学習課長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成30年第4回大空町議会臨時会議事日程

第1号 平成30年11月30日(金) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について  
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第62号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第63号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第64号 平成30年度大空町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第65号 平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第66号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第67号 平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 発議第12号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 報告第14号 専決処分の報告について

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下英二 教育委員会教育長 渡邊國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口明夫 福祉課参事 松川一正  
総合支所長 伊藤裕幸 建設課長 高島清和  
会計管理者 平田義和 建設課参事 山本純生  
総務課長 南部猛 総務課主査 土田康裕  
福祉課長 佐々木徳幸

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐薙幸史

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 菊地教男 事務局主幹 石川大樹  
書記 岩原大輔

以上のとおり報告する。

平成30年11月30日

大空町議会議長 近藤哲雄

# 諸 般 の 報 告

《平成30年9月12日～11月30日》

- 9月12日 第9回産業建設文教常任委員会  
13日 第10回議会広報常任委員会  
14日 女満別ドリーム苑敬老会  
16日 東藻琴福祉会敬老会  
17日 ふるさと相撲合宿 in おおぞら (参加団体) 歓迎会  
19日 第11回議会広報常任委員会  
28日 秋の全国交通安全運動に伴う交通安全街頭啓発  
30日 ジェットラインさわやかマラソン大会  
10月 7日 小清水町開町100年記念式典 (小清水町)  
9日 釧路町議会行政視察来町  
10日～12日 産業建設文教常任委員会道内行政視察調査 (訓子府町・  
上士幌町・札幌市・北広島市)  
17日 第12回議会広報常任委員会  
第1回議会広報モニター連絡会議  
18日 北網ブロック町議会議員研修会 (清里町)  
19日 小清水町議会行政視察来町  
秋の輸送繁忙期の交通安全運動街頭啓発  
19日～22日 姉妹都市稲城市・友好町氷川町訪問 (稲城市・氷川町)  
20日 女満別中学校学校祭  
東藻琴中学校学校祭  
21日 大鵬杯相撲大会  
23日 決算審査特別委員会  
24日 オホーツク圏活性化期成会秋季要望 (札幌市)  
26日 第8回総務厚生・第10回産業建設文教合同常任委員会  
第8回総務厚生常任委員会  
第10回産業建設文教常任委員会  
第13回議会広報常任委員会  
28日 もこと山ふきおろしマラソン大会  
30日 美幌地区三町広域観光協議会設立30周年記念式典 (美幌町)  
31日 北網ブロック市・町議会正副議長会議 (大空町)  
11月 3日 大空町表彰式  
5日 第14回議会広報常任委員会  
7日～9日 議会運営委員会道内行政視察調査 (猿払村・当麻町・砂川  
市・札幌市)  
10日 女満別小学校学芸会  
東藻琴小学校学芸会  
12日 美深町議会行政視察来町  
13日～16日 総務厚生常任委員会道外行政視察調査 (石川県能登町・富  
山県富山市・長野県松本市・東京都稲城市)  
17日 東京女満別会総会・東京東藻琴会総会 (東京都)  
女満別幼稚園はっぴょうかい  
東藻琴幼稚園・保育園お遊戯会  
19日 第9回総務厚生常任委員会  
21日 第62回町村議会議長全国大会 (東京都)  
第15回議会広報常任委員会  
25日 東藻琴消防団100年記念式典・祝賀会  
28日 第6回議会運営委員会  
第3回議員協議会  
第11回産業建設文教常任委員会  
30日 平成30年第4回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣言

◇議長 おはようございます。ただいまから平成30年第4回大空町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、4番田中裕之議員及び5番原本哲己議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開くに当たり、11月28日に議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。本臨時会は、町長から提出されております案件が6件、議会提出案件が2件であります。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。以上、議会運営委員会の審査結果の報告いたします。

◇議長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は配付しております日程表のとおりであります。前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上で、諸般の報告を終わります。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第62号

◇議 長 日程第4、議案第62号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書1ページです。議案第62号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年11月30日提出、大空町長山下英二。3ページが改正文でございます。説明におきましては、議会臨時会参考資料1ページに大空町特別職の給与に関する条例の改正概要、2ページに新旧対照表を掲載しております。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料1ページをお開き願います。今回の改正につきましては、平成30年8月に民間給与と国家公務員給与との比較により生じている格差を是正するため人事院勧告が行われ、それを受け、町長、副町長、教育長の期末手当を同様に引き上げるものです。人事院勧告では、平成30年度から年間の支給月数を0.05月分引き上げて年間4.45月としていることから、関係条例第4条第2項期末手当の支給割合を改正するものです。30年度は12月期の支給割合を2.275月から2.325月に改正し、条例の公布の日から施行するものです。31年度からは6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、いずれも支給割合を2.225月に改正し、31年4月1日から施行とするものです。以上、提案理由を申し上げました。御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第62号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第63号

◇議 長 日程第5、議案第63号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書5ページです。議案第63号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年11月30日



提出、大空町長山下英二。7ページから11ページが改正条文となっております。改正内容の説明につきましては、議会臨時会参考資料で行いたいと思います。3ページから4ページに、大空町職員の給与に関する条例の改正概要を、5ページから11ページに新旧対照表を掲載しています。概要により説明させていただきますので、参考資料3ページをお開きください。今回の改正につきましては、先ほどの議案第62号と同様に、平成30年8月の人事院勧告により、職員の給与改定を行うものです。まず給料ですが、別表第1、行政職給料表で民間との比較で公務員の給与が下回っていることから平均で0.2%、改定額は初任給で1,500円、若年層で1,000円程度、その他は400円を基本とした改正をするものです。施行期日は条例公布の日ですが、30年4月1日から適用となります。次に宿日直手当ですが、関係条例第17条、宿日直勤務対象職員の給与状況を踏まえ、勤務1回に係る支給額4,200円を4,400円に改正するものです。施行期日は条例公布の日ですが、30年4月1日から適用となります。期末手当です。関係条例第19条第2項、6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、いずれも支給割合を31年度から1.30月とし、第3項の再任用職員についても同様に、6月期及び12月期の支給割合を0.725月と改正し、31年4月1日からの施行とするものです。次に勤勉手当ですが、関係条例第20条第2項。4ページになります。民間の支給実績との均衡を図るため、第1号の再任用職員以外の職員は、30年度12月期の支給割合を0.90月から0.95月に改正し、年間1.85月として条例の公布の日から施行するものです。また、31年度から6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、いずれも0.925月と改正し、31年4月1日から施行とするものです。同じく第2号の再任用職員は、30年度12月期の支給割合を0.425月から0.475月に改正し、年間0.9月として、条例の公布の日から施行とするものです。また、31年度から6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、いずれも0.45月と改正し、31年4月1日からの施行とするものです。以上、提案理由を申し上げます。御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第64号

◇議 長 日程第6、議案第64号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書13ページです。議案第64号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第6号）。平成30年度大空町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,064万4,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年11月30日提出、大空町長山下英二。15ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。18款繰入金に1,323万1,000円追加し、歳入合計は79億5,064万4,000円とするものです。16ページです。歳出です。3款民生費に640万円追加、4款衛生費に13万2,000円追加、8款土木費に7万3,000円追加、9款消防費に138万7,000円追加、12款職員給与費に523万9,000円追加し、歳出合計は1,323万1,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、22、23ページをお開き願います。3款1項2目介護保険事業特別会計繰出金28節介護サービス事業勘定特別会計繰出金に4万円の追加は、議案第63号で説明いたしました人事院勧告による職員給与条例の改正に伴う職員人件費補正に係る一般会計からの繰出し分です。2項4目認定こども園整備事業13節基本設計委託料に636万円の追加は、再生可能エネルギーとして地中熱ヒートポンプの導入に当たり、地中の熱量を測る地中熱熱応答試験の実施が必要なことから、その費用を計上するものです。4款1項3目簡易水道事業特別会計繰出金28節繰出金に13万2,000円の追加。次に、8款4項1目下水道事業特別会計繰出金28節繰出金に7万3,000円の追加は、職員給与条例の改正に伴う職員人件費補正に係る一般会計からの繰出し分です。9款1項2目網走地区消防組合大空消防署費負担金19節負担金に138万7,000円の追加は、職員給与条例の改正に伴う消防職員人件費補正に係る負担金です。12款1項1目職員給与費2節一般職給に161万7,000円、3節職員手当等のうち、特別職期末手当に9万6,000円、一般職手当に総額277万4,000円、4節共済費に総額53万8,000円、19節負担金に総額21万4,000円の追加は、特別職一般職の給与条例の改正に伴う、人件費及び共済費負担金を追加するものです。続きまして、歳入の説明をしますので、20、21ページをお開き願います。18款1項1目1節財政調整基金繰入金に687万1,000円の追加は、今回の財源調整のため繰り入れるものです。6目1節学校教育施設建設基金繰入金に636万円の追加は、歳出で説明いたしました認定こども園整備事業に係る財源として繰り入れるものです。以上、補正予算について説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号、平成30

年度大空町一般会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第65号

◇議長 日程第7、議案第65号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書27ページです。議案第65号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）。平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ554万3,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年11月30日提出、大空町長山下英二。29ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。2款繰入金に4万円を追加しまして、歳入合計を554万3,000円とするものです。30ページ、歳出です。1款サービス事業費に4万円を追加しまして、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明しますので、36、37ページをお開き願います。1款1項1目介護予防支援事業費、職員給与等に4万円の追加です。人事院勧告に基づく職員給与条例の一部改正によるもので、介護サービス事業勘定で支弁している職員1名分の職員給与等を増額するものです。続きまして歳入の説明をしますので、34、35ページをお開きください。2款1項1目1節一般会計繰入金に4万円の追加です。歳出で御説明しましたとおり、職員給与条例の一部改正に伴い財源調整のため追加するものです。以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第65号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第66号

◇議長 日程第8、議案第66号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書41ページになります。議案第66号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,197万8,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年11月30日提出、大空町長山下英二。43ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。2款繰入金に13万2,000円を追加し、歳入合計は3億1,197万8,000円とするものであります。44ページをお開き願います。歳出です。1款総務費に13万2,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。次の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので50ページ、51ページをお開き願います。1款1項1目職員給与等の2節給料に2万4,000円、3節職員手当等に8万6,000円、4節共済金1万7,000円、19節負担金補助及び交付金5,000円をそれぞれ追加しております。先に議決いただきました人事院勧告に基づく大空町職員の給与に関する条例の一部改正により、簡易水道事業で支弁している職員3名分の給与及び手当、共済費及び負担金等の追加によるものです。続きまして、歳入の説明をいたしますので48ページ、49ページをお開き願います。2款1項1目1節一般会計繰入金に13万2,000円を追加しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第66号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第67号

◇議長 日程第9、議案第67号、平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2

号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書55ページになります。議案第67号、平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,391万3,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年11月30日提出、大空町長山下英二。57ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。5款繰入金に7万3,000円を追加し、歳入合計は3億5,391万3,000円とするものであります。58ページをお開き願います。歳出です。1款総務費に7万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので64ページ、65ページをお開き願います。1款1項1目職員給与等の2節給料に2万円、3節職員手当等に4万1,000円、4節共済費に8,000円、19節負担金補助及び交付金4,000円をそれぞれ追加しております。先に議決いただきました大空町職員の給与に関する条例の一部改正により、下水道事業で支弁している職員2名分の給料及び手当、共済費及び負担金等の追加によるものです。続きまして、歳入の説明をいたしますので62ページ、63ページをお開き願います。5款1項1目1節一般会計繰入金に7万3,000円を追加しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(「なし」の声あり)

◇議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。  
(「なし」の声あり)

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号、平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 発議第12号

◇議長 日程第10、発議第12号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。8番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側の議案書1ページをお開きください。発議第12号、大空町議会議員の議員

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。平成30年11月30日提出、大空町議会議員、齋藤、松岡、松田、深川、品田、沢出、原本、田中、上地、三條、後藤の各議員でございます。3ページをお開きください。この条例の改正につきましては、先ほどの議案第62号に係る条例改正と重複しますが、本年の人事院勧告において、期末手当を民間の支給割合に見合うよう4.45月分に引き上げることと勧告されたことに伴うものでございます。条例の内容につきましては第1条、第4条の第2項の100分の227.5を100分の232.5に改め、第2条では、第4条の第2項中の100分の212.5を100分の222.5に、100分の232.5を100分の222.5に改めるものであります。附則としましてこの条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとしてございます。条例改正の概要、新旧対照表につきましては別冊のとおり配布、参考資料として御覧いただきたいと思っております。以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第12号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第12号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 報告第14号

◇議 長 日程第11、報告第14号、専決処分の報告についてを議題とします。山下町長から、お手元に配付しているとおりの専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 専決処分をいたしました事件の報告について御説明申し上げます。議会議案書の7ページをお開き願います。専決処分第12号、専決処分書。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成30年10月31日、大空町長山下英二。記、1和解の内容。別紙となっておりますが、後ほど御説明させていただきます。損害賠償の額、11万118円、和解の相手方、網走市字呼人188番地の5、境かつ子氏でございます。9ページでございます。和解の内容、1事故の原因、(1)事故発生日時、平成30年8月9日午後3時50分頃。(2)事故車両、北見300そ4297、普通乗用自動車。(3)事故発生場

所、網走郡大空町女満別西3条4丁目2番地先(4)事故車両の運転者、林敏美。大空町との関係、事務吏員。(5)事故の相手方、網走市字呼人188番地の5、境かつ子。(6)事故の概要、公務移動中、町道大正橋西線から道道女満別空港線に右折する際、道道女満別空港線を網走方面に向かって事故車両の左方向から走行してきた相手方車両と接触し損害を与えた。2和解の条件、(1)事故の第1当事者(甲)、大空町長山下英二。(2)事故の第1当事者(乙)、網走市字呼人188番地の5、境かつ子。(3)過失割合、甲:90%、乙:10%。(4)損害賠償の額、11万118円。(5)支払期限、甲は乙に対して、本件物損事故による損害賠償額(車両修理費)として、金11万118円を平成30年11月15日までに支払うものとする。(6)異議の申立て、示談書の締結後は、甲・乙間において、今後本件に関しては、異議申し立てをしないことを約束する。なお、自動車損害共済に加入していることから、賠償額につきましては、全額保険給付されています。日頃から職員に対しては、交通安全の励行や意識啓発を繰り返し行っているところでもありますけれども、改めて事故防止に向け、注意喚起をするとともに、指導を徹底するものでございます。以上、専決処分した事件の内容について報告させていただきます。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。

◇議 長 これ本日日程は全部終了しました。会議を閉じます。以上で、平成30年第4回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前10時42分)